

クーリング・オフって？

契約後、一定期間内であれば
無条件解約できる制度です。

どんなときにできるの？

訪問販売や電話勧誘で、契約をした場合です。

| クーリング・オフできる主な取引と期間 | |
|--|--------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ●訪問販売 (キャッチセールス、催眠商法等を含む) ●電話勧誘販売 ●特定継続的役務提供(エステ・語学教室等) ●訪問購入(訪問買取) | 契約書面を受け取った日を含めて 8日間 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●連鎖販売取引(マルチ商法) ●業務提供誘引販売取引 (内職・モニター商法等) | 契約書面を受け取った日を含めて 20日間 |

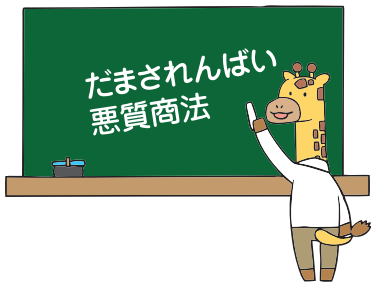
※適用除外の商品・サービスもあります。(例:葬儀、自動車)

こんな場合はクーリング・オフができません！

- 原則、店舗で購入した場合
- 通信販売
※業者が返品可否や返品期限等の特約を設けている場合は、それに従います。
- 使用してしまった消耗品(健康食品、化粧品、履物など)
- 営業目的のための契約
- 総額3,000円未満の現金取引

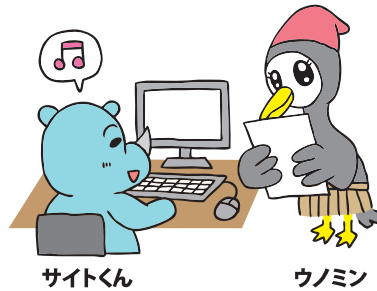
クーリング・オフの通知は必ず記録が残る方法で行いましょう。
ご不明な点があれば消費生活センターへお問い合わせください。

知って防ごう!消費者トラブル ~安全で安心できる消費生活を実現するために~



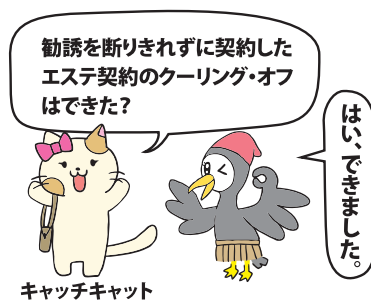
地域で

- 公民館などで開催されている、消費者トラブルに関する講座や催しに積極的に参加しましょう。



家庭で

- テレビや新聞、インターネットから消費者トラブルを避けるための情報を取り入れましょう。



職場で

- 先輩社員から若い社員に、悪質商法の対処法などのアドバイスのほか、社員間で情報を共有しましょう。
- 社員の家族を含む消費者トラブルについても積極的に情報交換しましょう。



学校で

- 家庭科や社会科の授業で消費者教育が行われています。学校で習ったことを家庭でも話しましょう。

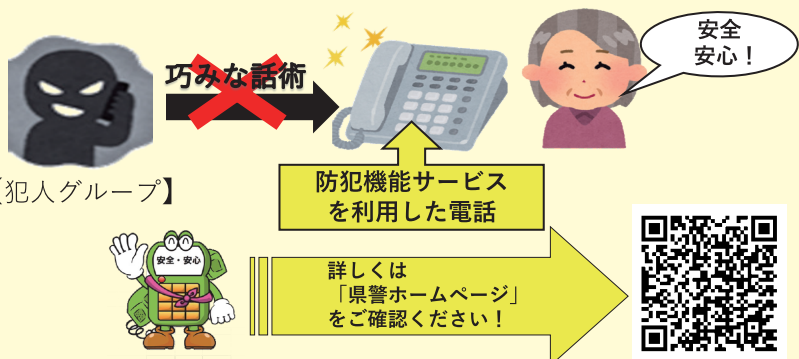
福岡県警からのお知らせ



ニセ電話詐欺多発中!

「固定電話の防犯機能高めましょう!」

- 被害の多くは、**固定電話への着信**から始まります。
- 犯人の話術はとて**も巧妙で、高齢者の方**ご自身の注意力だけで、被害を防ぐことは大変難しい状況です。
- 通信事業者が提供している固定電話の防犯機能高めめる「**防犯機能サービス**」を利用して、被害を未然に防止しましょう!



福岡県警察本部 生活安全総務課 特殊詐欺予防対策係
TEL:092-641-4141(内線:3023,3024,3025) 501463 警察相談電話: #9110

福岡市消費生活センターのご案内

消費者トラブルで困ったときは ひとりで悩まず相談しましょう!

※相談は、福岡市内に在住の消費者に限ります。

消費生活センター相談コーナー

相談専用電話 **092-781-0999**

受付時間 月曜日～金曜日: 9時～17時(来所相談は要予約)
第2・4土曜日: 10時～16時(電話相談のみ)
※祝休日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く

福岡市消費生活センター

〒810-0073
福岡市中央区舞鶴2丁目5-1
(あいれふ7階)
TEL:092-712-2929
(事務室)
FAX:092-712-2765

アクセスマップ



消費者ホットライン

188

お住まいの地域の消費生活相談窓口をご案内します。

ツイッター・フェイスブック始めました!



【ツイッター】



【フェイスブック】

二次元コードはこちら

